

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松野町長、松野町議会議長、松野町選挙管理委員会  
松野町農業委員会、松野町教育委員会

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 85.5%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 90.0%                           |
| 全職員               | 73.0%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階      | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-----------|---------------------------------|
| 本庁課長相当職   | — %                             |
| 本庁課長補佐相当職 | 96.2%                           |
| 本庁係長相当職   | 95.2%                           |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | — %                             |
| 31～35年 | 93.5%                           |
| 26～30年 | 83.0%                           |
| 21～25年 | 91.1%                           |
| 16～20年 | — %                             |
| 11～15年 | 107.2%                          |
| 6～10年  | 94.6%                           |
| 1～5年   | 93.5%                           |

#### 【説明欄】

- 医療職給料表の適用を受ける職員（医師）については、給与水準が高く、また、当該職員が一方の性別のみのため、集計の対象外としている。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給で、勤務日数が一定でない者は集計の対象外としている。
- 職員を数える単位として、常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し算出している。
- 男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は、「—」と記載している。
- 扶養手当について、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は73.9%である。
- 性別ごとの「任期の定めのない常勤職員」の割合は、男性が68.0%、女性が40.2%である。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。